

静岡市及び藤枝市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、静岡市及び藤枝市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を協議により次のように締結することについて、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

静岡市及び藤枝市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

静岡市（以下「甲」という。）及び藤枝市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏を形成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 5 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第 1 条 この連携協約は、甲及び乙が連携中枢都市圏の形成に協力して取り組むための基本方針、取組内容及び役割分担を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、別表の取組の欄に掲げる取組の区分に応じ、同表の内容の欄に定める事務について、相互に連携し、又は協力して処理するものとする。

（役割分担及び費用分担）

第 3 条 甲及び乙が実施する前条に規定する事務の役割分担については、別表の内容の欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の甲の役割分担の欄及び乙の役割分担の欄に定めるとおりとする。

2 前項の事務の実施に要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第 4 条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第 5 条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

別表（第2条、第3条関係）

取組		内容	甲の役割分担	乙の役割分担
1 圏域 全体の 経済成 長のけ ん引	(1) 産学金官民 一体となった 経済戦略の策 定、国の成長 戦略実施のた めの体制整備	経済戦略の策定と推 進、進捗管理  産学金官民一体と なった協議会の運 営、圏域の経済戦略 の策定、推進、進捗 管理などを通じて、 経済成長を図る。	連携中枢都 市宣言（以下 「宣言」とい う。）の趣旨に 則り、乙と連 携して、産学 金官民一体と なった協議会 の運営、経済 戦略の策定、 推進、進捗管 理などに取り 組む。	甲と連携し て、産学金官 民一体となっ た協議会に参 加、経済戦略 の策定、推進、 進捗管理など に取り組む。
	(2) 産業クラス ターの形成、 イノベーション 実現、新規 創業促進、地 域の中堅企業 等を核とした 戦略産業の育 成	産学金官連携、創業 促進による戦略産業 の育成  戦略産業の育成に 向け、人材育成や企 業等の支援、起業創 業支援、産学金官の コーディネートなど を行う。	宣言の趣旨 に則り、乙と 連携して、産 学金官連携、 創業促進によ る戦略産業の 育成などに取 り組む。	甲と連携し て、産学金官 連携、創業促 進による戦略 産業の育成な どに取り組む。
	(3) 地域資源を 活用した地域 経済の裾野拡 大	地域資源の活用  地域資源のブラン ド化、活用による情 報発信、商品・サー ビス開発、販路開拓 等を通して、地域経 済の活性化を推進す る。	宣言の趣旨 に則り、乙と 連携して、地 域資源の活用 などに取り組 む。	甲と連携し て、地域資源 の活用などに 取り組む。

	(4) 戦略的な観光施策	<p>広域観光等の推進</p> <p>観光資源を活用した広域観光ルートの造成やプロモーション、国内外観光客の受入環境整備の推進などを通じて、観光施策に戦略的に取り組む。</p>	<p>宣言の趣旨に則り、乙と連携して、広域観光等の推進などに取り組む。</p>	<p>甲と連携して、広域観光等の推進などに取り組む。</p>
2 高次の都市機能の集積・強化	(1) 高度な医療サービスの提供	<p>医療サービス体制の充実</p> <p>広域的な救急医療体制のほか、先進医療の充実など、医療サービスを安定的に提供できる体制の構築と医療の質の向上などに取り組む。</p>	<p>宣言の趣旨に則り、乙と連携して、医療サービス体制の充実に取り組む。</p>	<p>甲と連携して、医療サービス体制の充実などに取り組む。</p>
	(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	<p>高次かつ広域的な都市機能の強化</p> <p>集客・交流拠点の整備・活用、広域的な交通網の活用等による圏域の魅力の創出などに取り組む。</p>	<p>宣言の趣旨に則り、乙と連携して、高次かつ広域的な都市機能の強化などに取り組む。</p>	<p>甲と連携して、高次かつ広域的な都市機能の強化などに取り組む。</p>
	(3) 高等教育・研究開発の環境整備	<p>地域と未来のニーズに応える人材育成</p> <p>圏域の企業等のニーズに応じられるとともに、地域の未来を担う人材を育成する高等教育環境、企業と連携したキャリ</p>	<p>宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域と未来のニーズに応える人材育成などに取り組む。</p>	<p>甲と連携して、地域と未来のニーズに応える人材育成などに取り組む。</p>

		ア教育や学び直しの場の整備などに取り組む。		
3 圏域 全体の 生活関 連機能 サービスの向 上	(1) 生活機能の 強化	ア 地域医療分野 病診連携の一層の推進や広域自治体との連携による地域医療支援病院の体制強化などの地域医療の強化に取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域医療分野の強化に取り組む。	甲と連携して、地域医療分野の強化に取り組む。
		イ 介護・福祉、結婚・子育て支援分野 地域包括ケアの推進による在宅医療・介護の推進、障がい者を地域で受け入れる共生社会の推進、結婚・子育てを応援する地域づくりなどに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、介護・福祉、結婚・子育て支援分野の強化に取り組む。	甲と連携して、介護・福祉、結婚・子育て支援分野の強化に取り組む。
		ウ 教育・文化・スポーツ分野 文化・スポーツ振興及びこれらを通じた交流人口の拡大と地域振興を図るほか、社会教育施設等の相互利用の拡大推進、大学等教育機関との	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、教育・文化・スポーツ分野の強化に取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツ分野の強化に取り組む。

	連携による生涯教育の推進などに取り組む。		
エ	地域振興分野 地域資源の活用による地域産業の振興と、雇用の創出、起業創業の促進、広域的な企業誘致、大学等による地域課題研究の取組などを通じて地域の振興に取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域振興分野の強化に取り組む。	甲と連携して、地域振興分野の強化に取り組む。
オ	災害対策分野 災害・減災対策の推進・強化などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、災害対策分野の強化に取り組む。	甲と連携して、災害対策分野の強化に取り組む。
カ	環境分野 豊かで多様な環境を将来の世代へ継承し、持続可能な社会を実現するため、自然環境の保全、地球温暖化対策の推進、ごみの減量・資源化などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、環境分野の強化に取り組む。	甲と連携して、環境分野の強化に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化	ア 地域交通インフラ分野 地域住民の移動手段の確保及び利便性の向上、まちの賑わい創出、人の交流の促進などを図るため、地域公共交通ネットワークの維持・強化に取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域交通インフラ分野の強化に取り組む。	甲と連携して、地域交通インフラ分野の強化に取り組む。
	イ ICTインフラ整備分野 国内外からの観光客誘致などにつながるWi-Fi環境の整備推進などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、ICTインフラ整備分野の強化に取り組む。	甲と連携して、ICTインフラ整備分野の強化に取り組む。
	ウ 地域内外の住民との交流・移住促進分野 大都市圏からの移住定住の促進及び交流人口の拡大を図るため、圏域の魅力を発信するとともに、企業の人材確保とU I Jターンにつなげるための圏域企業の情報発信などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進分野の強化に取り組む。	甲と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進分野の強化に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化	ア 圏域の自立を担う人材・団体の育成 地域の個性を磨き、圏域の自立を担う人材や団体の育成などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、圏域の自立を担う人材・団体の育成などに取り組む。	甲と連携して、圏域の自立を担う人材・団体の育成などに取り組む。
	イ 外部人材の活用による圏域の活性化 圏域が抱える課題解決、圏域の活性化を図るため、外部の優れた人材の活用などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、外部人材の活用による圏域の活性化などに取り組む。	甲と連携して、外部人材の活用による圏域の活性化などに取り組む。
	ウ 自治体職員の育成 圏域マネジメント能力の強化に資する自治体職員の育成を目的とした情報交換や交流、人材育成事業などに取り組む。	宣言の趣旨に則り、乙と連携して、情報交換や交流、人材育成事業などに取り組む。	甲と連携して、情報交換や交流、人材育成事業などに取り組む。